

## 令和5年度コンプライアンスプログラム

### 1. 考え方

令和5年度においては、「パートナー満足度評価アンケート」の集計結果や、職員等による車両事故が多発していることを踏まえ、風通しの良い風土を醸成するための取り組みとして、法令違反のみでなくネガティブ情報の速やかな報告などコミュニケーションのあり方についての勉強会(1)(2)を実施する。

また、コンプライアンスに関する法令確認のため、業務上の事例を設問とするeラーニング研修(3)、争訟等を回避するための講演会(4)、官製談合防止の意識の涵養を継続するための研修(5)を実施する。

### 2. 研修プログラム

#### (1) 役職員参加型のコンプライアンス勉強会 ※新規

経営企画部経営企画課(以下「経営企画課」という。)は、風通しの良い風土を醸成するため、パートナー満足度評価アンケートでの意見等を踏まえ、ネガティブ情報の速やかな報告などコミュニケーションのあり方について現場における活動とリンクした勉強会を各総合事務所において新たに実施する。なお、現場の負担を考慮し、令和5年度は、関東・北陸総合事務所、東海総合事務所、中国・四国総合事務所の3総合事務所において10～12月頃にWEBで開催することとし、経営企画担当理事が参加することで組織的に議論し、業務の質の改善を図る。

#### (2) 外部講師によるコンプライアンス勉強会(座学)

法令違反のみでなくネガティブ情報の速やかな報告などコミュニケーションのあり方をテーマとした勉強会(座学)を実施する。

#### (3) eラーニング研修

業務上の身近な話題から設問し、役職員が主体的に考え回答することにより、コンプライアンスに関する理解度の確認やコンプライアンス行動を促すことを目的として、eラーニングによる研修を実施する。実施方法は、現場において繁忙期が複数あることを考慮し年1回とし、また、回答期間を半年程度確保することで受講しやすいよう配慮する。

経営企画課においては、過去の正答率等を分析し、新たに、車両運転時に事故を起こした場合の対応を盛り込むなど職員の一層の理解が必要な分野に留意しながら、コンプライアンスに関する知識が深まるよう出題内容を検討する。

#### (4) 飯島弁護士によるコンプライアンス講演会

過去の事業団の争訟等の事例を用いて、争訟等を回避するためのリスク行動をテーマとした講演会を実施する。

#### (5) 公正取引委員会による入札談合等関与行為防止法研修

入札談合等関与行為の防止を啓発するための研修を実施する。

※ (4)及び(5)については、各総合事務所等へは stream にて動画配信する。

### 3. コンプライアンスの実践状況の点検の実施

令和4年度においては、概ね、プログラムどおりに実施することができた。

コンプライアンス勉強会においては、stream による動画配信を実施したことから参加率は98%と高かったが、改めて参加率が100%となるよう、職員が参加しやすい時期に開催する等、参加率の向上に努めるものとする。(別添 令和4年度コンプライアンスプログラムの実施状況 参照)